



PCR検査キットの提供回数と送付方法が変わりました！

市が提供しているPCR検査キットは、2回目以降も提供（複数回提供）することになりました。既に検査キットの提供を受けた方でも再度検査をすることができますので、ぜひご利用ください。

また、検体（採取した唾液）の送付方法も変更になりました。今までは、PCR検査キットに付属されている返信用封筒に検体を入れて検査センターに郵送する方法でしたが、5月10日(月)から、WE配サービスの回収サービス（無料で検体を回収するサービス）を利用させていただくことになりました。ご指定された時間や場所(自宅など)に、直接回収に来てくれるサービスです。24時間、365日受け付け可能で、お問い合わせセンター（☎0120-910-951）に電話で予約するか、オンラインで予約できます。



無料検体回収の
オンライン予約

検査の内容、注意事項

- 市内在住・市内在勤・市内在学（在園）の方で、発熱などの症状がなく、接触者に該当しない方が対象です。
- 検査結果は「高リスク・低リスク」（ウイルスが存在する可能性が高い・低い）を通知します。
- 検査結果が「高リスク」の場合は、必ず地域医療対策課（☎22-2279）に連絡してください。その後、医療機関でPCR検査や抗原定量検査を受けていただく必要があります。



市HP

受け付け 月～金曜日（祝日を除く）午前9時～正午、午後1時～4時、歴史文化伝承館1階地域医療対策課窓口にて

持ち物 住所・氏名が確認できるもの（運転免許証など）、市内在勤の方は社員証など
窓口では、注意事項に署名し、自己負担額1,000円（1セットあたり）をお支払いください。

詳しくは、市HPをご覧ください。☎地域医療対策課☎22-2279

消費生活センターからのお知らせ

通信販売や店舗で買った商品はクーリング・オフできません！

通信販売による取引が増加しています。そのような中、通信販売で買った商品をクーリング・オフしたいという相談が寄せられました。

事例1

祖母は運動不足解消にテレビショッピングで自走式ウォーキングマシンの買った。使用した祖母はベルトの回転が速すぎて歩くことができないう。ペースを調整してみたが、やはり怖くて使えない、クーリング・オフしたいと言いだした。



消費者庁イラスト集より

事例2

折り込み広告を見て、テレビの音がよく聞こえるというポータブルスピーカーを買った。音量の調整はできるが、思っていたような商品ではなかった。クーリング・オフしたい。手続きはどのようにしたらいいか。

回答

通信販売で買った商品はクーリング・オフできません。特約で商品を受け付けるとあれば事業者側の広告表示に従うこととなります。

また、店舗で買った商品をクーリング・オフしたいと申し出たが受け付けてもらえなかったという相談もありました。

事例3

量販店で炊飯器を買った。ところが翌日の折り込み広告に同じものが安く出ていた。未使用なのでクーリング・オフできないかと申し出たが、できないと言われた。

回答

店舗で購入した商品もクーリング・オフできません。返品を受け付けてくれるのはあくまでも店舗側の好意によるものです。

アドバイス

クーリング・オフ（無条件で一方的に契約撤回・解除できる制度）については多くの方に周知されるようになりましたが、全ての取引形態に適用されるわけではありません。

クーリング・オフは訪問販売や電話勧誘など事業者から不意打ち的な勧誘で契約した場合や特定された取引形態にしか適用されませんのでご注意ください。

秩父市消費生活センター

毎週月～金曜日（祝祭日は休み）
午前9時～正午、午後1時～4時
☎25-5200



担当部署が不明の場合や“緊急”の場合は、「おきがるコール」へご連絡を！

☎26-1133（専用電話）